邓灣角



働くための両立支援

治療と仕事の両立

不治の病と言われた「がん」はもはや「長く付き合う慢性病」に変化し つつあります。仕事を持ちながらで通院している人は多く、外来での通院 治療が可能な場合が少なくありません。



がん患者のみなさんが職場復帰理由として、社会との接点や自己実現のために「働きたい」という声が。 一方事業場にとっては、在職者が安心して就労でき、職場復帰が可能となるような適切な就業上の措置 や治療に対する配慮を行うことで、企業経営にとっても**貴重な人材を失わずにすむ**ことになります。 治療と仕事の両立支援助成金や両立支援コーディネーターの支援制度も充実してきています。

「病気の治療」と「働く」ことは二者択一ではなく、両立させること積極的に取り組むことで、企業も 働く人も Win-Win の関係を築くことが出来ます。

介護と仕事の両立

介護離職を防止し、仕事と介護の両立を可能とするための制度があります

- 〇対象家族1人につき、3回を上限として、通算93日まで、介護休業を分割取得することができます。
- ○介護休暇の時間単位の取得を可能とする。
- ○介護のための所定労働時間の短縮措置等を介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の 利用が可能です。
- 〇所定外労働の免除を介護終了までの期間について請求することのできる権利として新設。
- ○有期契約労働者の介護休業取得要件を緩和。

育児と仕事の両立

仕事と育児の両立支援制度の整備(育児・介護休業法) ○育児休業制度



- 子が1歳(保育所に入所できない等一定の場合は最長2歳)になるまで休業可。
- ・父母がともに育児休業を取得する場合は子が1歳2ヶ月に達するまでの1年間休業可 〇子の看護休暇制度
- ・子の看護等をするため年5日(子が2人以上であれば年10日)を限度として取得可
- ○育児のための所定労働時間の短縮措置、所定外労働・時間外労働・深夜業の制限等
- ・子が3歳に達するまで利用できる短時間勤務制度(1日原則6時間)の措置を義務づけ。
- 子が3歳に達するまで、所定外労働の制限が可能。
- ・子が小学校就学前まで、月24時間・年150時間を超える時間外労働の制限及び深夜業の制限が 可能。
- ○育児休業を取得したこと等を理由とする**不利益取扱いの禁止、育児休業等に関するハラスメント** の防止措置を義務づけ

〒024 - 8520 岩手県北上市芳町2-8 北上地区合同庁舎1階 Tel・Fax 0197 - 63 - 3533 お問い合わせ・ご相談はジョブカフェさくらまで

